

民法 平成 21 年度 問題 45

次の【事例】において、Xは、Yに対して、どのような権利について、どのような契約に基づき、どのような請求をすることができるか。40 字程度で記述しなさい。

【事例】

A（会社）は、B（銀行）より消費貸借契約に基づき金銭を借り受け、その際に、X（信用保証協会）との間でBに対する信用保証委託契約を締結し、Xは、同契約に基づき、AのBに対する債務につき信用保証をした。Xは、それと同時に、Yとの間で、Aが信用保証委託契約に基づきXに対して負担する求償債務についてYが連帯保証する旨の連帯保証契約を締結した。AがBに対する上記借入債務の弁済を怠り、期限の利益を失ったので、Xは、Bに対して代位弁済をした。

(下書用)

10

15

解説

第 1 問題文の検討

1 本問の解答で書くべきことについて

本問では、「次の【事例】において、Xは、Yに対して、どのような権利について、どのような契約に基づき、どのような請求をすることができるか。」が問われている。

したがって、本問の解答では、【事例】において、XがYに対して、①どのような権利について、②どのような契約に基づき、③どのような請求をすることができるかの3点を書けばよい。

2 【事例】の検討

まず、Aは、Bより消費貸借契約に基づき金銭を借り受けている。またXは、AのBに対する債務につき、Aとの間で締結した信用保証委託契約に基づき信用保証をしている。

次に、保証協会Xは、Yとの間で、AがXに対して負担する求償債務について、連帯保証契約を締結している。

そして、最後に、「AがBに対する上記借入債務の弁済を怠り、期限の利益を失ったので、Xは、Bに対して代位弁済をした。」とある。

以上を前提に、上記①～③の3点につき検討することになる。

第 2 知識の抽出

1 ①XのYに対する権利について

本問の【事例】において、「AがBに対する上記借入債務の弁済を怠り、期限の利益を失ったので、Xは、Bに対して代位弁済をし」ている。そのため、Xは、主債務者であるAに対する求償権を取得することになる（民 459 I）。また、本問の【事例】において、Xは、「Yとの間で、Aが信用保証委託契約に基づきXに対して負担する求償債務についてYが連帯保証する旨の連帯保証契約を締結し」ている。

したがって、Xは、Yに対して、Aに対する求償権について請求をすることになる。

2 ②XのYに対する請求の根拠となる契約について

本問の【事例】において、Xは、「Yとの間で、Aが信用保証委託契約に基づきXに対して負担する求償債務についてYが連帯保証する旨の連帯保証契約を締結し」ている。

したがって、XのYに対する請求の根拠となる契約は、連帯保証契約である。

3 ③XのYに対する請求について

本問の【事例】では、上記のとおり、X・Y間で連帯保証契約を締結している。そのため、Yは、Xに対して保証債務を負っている(民446I)。

したがって、XのYに対する請求は、保証債務の履行である。

第3 解答の作成

1 本問の解答で書くべきことの整理

(1) ①どのような権利

Aに対する求償権。

(2) ②どのような契約

XとYとの間の連帯保証契約。

(3) ③どのような請求

保証債務の履行。

2 解答の下書き

Xは、Yに対して、Aに対する求償権について、XとYとの間の連帯保証契約に基づき、保証債務の履行を請求することができる。(59字)

3 字数の調整

(1) 重複した記述・余事記載を削除する

- ・「XとYとの間の連帯保証契約」を「連帯保証契約」にする(∵本問の【事例】では「連帯保証契約」が1つしかない)

→Xは、Yに対して、Aに対する求償権について、連帯保証契約に基づき、保証債務の履行を請求することができる。(52字)

(2) 文意を変えずに字数を減らす

- ・「請求することができる」を「請求できる」にする

→Xは、Yに対して、Aに対する求償権について、連帯保証契約に基づき、保証債務の履行を請求できる。(47字)

(3) 問題文と重複している記述を削除する

- ・「Xは、Yに対して、」を削除する

→ A に対する求償権について、連帯保証契約に基づき、保証債務の履行を請求できる。(38 字)

4 解答

A に対する求償権について、連帯保証契約に基づき、保証債務の履行を請求できる。(38 字)

解答例①

10										15							
A	に	対	す	る	求	償	債	権	に	つ	い	て	、	連			
帯	保	証	契	約	に	基	づ	き	、	保	証	債	務	の			
履	行	を	請	求	す	る	こ	と	が	で	き	る	。				

※ 一般財団法人 行政書士試験研究センターより (44 字)

解答例②

10										15							
A	に	対	す	る	求	償	債	権	に	つ	い	て	、	連	帯		
保	証	契	約	に	基	づ	き	、	求	償	債	務	の	弁			
済	を	請	求	す	る	こ	と	が	で	き	る	。					

※ 一般財団法人 行政書士試験研究センターより (43 字)

配点の目安

	項 目	配点	点数
1	A に対する求償債権についてのものであること	8	
2	連帯保証契約に基づくものであること	6	
3	保証債務の履行を請求することができること	6	
	合 計 点	20	